
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 472 回企業会計基準委員会及び第 175 回金融商品専門委員会で
聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、金融資産の減損に関する会計基準の開発について、第472回企業会計基準委員会（2022年1月26日）及び第175回金融商品専門委員会（2022年1月21日開催）において、聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

ステップ1及び0の検討の進め方（第472回企業会計基準委員会）

2. ステップ1のECLモデルとCECLモデルの選択においては、二者択一ではなく、根本的な特徴に焦点を当てて方向性を決め、ステップ2以降で詳細なガイダンスを検討するうえで、それぞれの良い点を取り入れていくことで、検討時間が掛かり過ぎることがないように配慮する必要がある。その際、ステップ1でのモデル選択の判断は最終的なものではなく、必要に応じて後のステップでも再検討することも考えるべきである。
3. ステップ2及びステップ4の区分と想定されている信用リスクに関するデータ整備の有無については、区分を実施するアプローチの是非及びこの名称については検討を深めて欲しい。
4. ステップでヒアリングやアウトリーチを行う際に、ステップ2以降の論点への影響を見据えて進めることで議論が深まると考える。
5. ステップ1及びステップ0について何回審議する予定か教えて欲しい。

信用リスクの著しい増大の評価に関する開示例（第175回金融商品専門委員会）

6. SICRの評価に関して欧米の銀行における開示例でも見られる、格付遷移をキーにSICRの判定を行う方法は、日本における実務上有用ではないか。
7. 調査対象行は、多くは先進的内部格付手法を採用していると思われるが、開示例を見る限り、SICRの判定方法は企業ごとで様々であることが理解できた。
8. 企業ごとに、金融資産のポートフォリオや与信管理の手法に応じて財務諸表作成者が予想信用損失の評価方法を決定した上で、監査人、規制当局又は投資家からの評

価を通じて、実務が洗練されていくと考えるため、会計基準設定主体としてどこまで踏み込んで基準を設定するかは論点になると考える。ある程度自由度がある会計基準を開発し、海外の会計基準と平仄がとれた基準にする必要があるのではないかと考える。

9. SICRについては閾値の設定、グルーピング、経営者による調整及び当初認識時と報告日における全期間PDを比較しなければならない点など、論点が多いと考える。
10. 新型コロナ・ウィルス感染症の影響に対して、経営者による調整を行っている点については、各国の規制当局によるリリース・レター発出の影響もあると考えるため合わせて整理するとよいのではないかと考える。
11. デフォルトの定義については日本の実務で使用している債務不履行の基準と自己資本規制上の債務不履行の基準は異なっている例があるため、今後の論点になると考える。
12. 予想信用損失モデルを今後導入する際は、過去に遡ってSICRを判定することが実務上、困難であるため、対応策については今後の論点になると考える。

ECLモデルとCECLモデルにおける予想信用損失測定に関する定め及び開示例（第175回金融商品専門委員会）

13. ECLモデルにおける偏りのない確率加重平均が、コロナ禍の環境においては過度なボラティリティを抑制する効果が一定程度あると考えられる。保守性の概念がある日本においては、この定めが有効に使える可能性もあるため、考慮すべきポイントになると考える。
14. CECLモデルにおいても実務上、複数のシナリオが用いられていることから、ECLモデルと大差はない可能性があるが、全金融機関に複数シナリオを設定することを求めることは実務上困難と考えるため、単一のシナリオでの予想信用損失の測定も認められるようにした方がよいのではないかと考える。
15. 貨幣の時間価値に関しては、現状の日本基準においても、ディスカウント・キャッシュ・フロー法の場合は考慮されており、また、規制上のLGDにも時間価値を反映しているが、IFRS第9号の規定とは、割り引く期間について違いはある。
16. ECLモデル及びCECLモデルにおいて、引当期間は原則、契約期間という考え方が採用されている一方で、現在の日本の実務としては残存期間に見合った一定の引当期間を採用しており、今後の論点になると想定しているが、前もって方向性については議論した方がよいのではないかと考える。

以上